## 議案第14号

# 令和5年度船橋市一般会計補正予算

令和5年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,458,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,640,076千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年12月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

# 第1表 歲入歲出予算補正

歳	入	

(単位:千円)

	<b>版</b>		合	240, 181, 760		5, 458, 316	245, 640, 076
					8		
The state of the s		1					
1							
		-					
			, Am./	0, 101, 375			1, 010, 210
90 1	明収入	35	<u></u>	5, 464, 979	-	△591, 763	4, 873, 216
90	諸収入	10	<b>本</b> 並深八並	10, 259, 081 9, 225, 699		$270, 247$ $\triangle 591, 763$	10, 529, 328 8, 633, 936
80 ∄	繰入金	10	基金繰入金	10, 446, 681		270, 247	10, 716, 928
00 4	6E 1 A	15	国庫補助金	10, 781, 964		5, 779, 832	16, 561, 796
60 [	国庫支出金	_		48, 039, 781		5, 779, 832	53, 819, 613
20 1	款		項	補正前の額	補	正額	計

歳 出

(単位:千円)

	出	<del> </del>			(単位:十円)
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
20	民生費		109, 485, 482	4, 981, 463	114, 466, 945
		10 社会福祉費	41, 826, 592	4, 884, 568	46, 711, 160
		15 児童福祉費	50, 070, 870	96, 895	50, 167, 765
40	商工費		5, 993, 853	399, 829	6, 393, 682
		10 商工費	5, 993, 853	399, 829	6, 393, 682
55	教育費		28, 568, 785	77, 024	28, 645, 809
		10 教育総務費	6, 005, 419	73, 899	6, 079, 318
		40 保健体育費	7, 687, 778	3, 125	7, 690, 903
1					
1 -					
	The second secon				
_			1.1	1	
	歳 出	合 書	240, 181, 760	5, 458, 316	245, 640, 076

# 第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

		款		項 事 業 名 総 額
20	) 民	生	費	10 社 会 福 祉 費 住 民 税 非 課 税 世 帯 等 2,777,761
L				価格高騰支援給付金給付事業
40	) 商	I	費	10 商 工 費 中 小 企 業 対 策 事 業 399,809

#### 議案第15号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月15日提出

船橋市長松 戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例(昭和47年船橋市条例第16号)の一部を次のように改正す る。

#### 改正後

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被 第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被 保険者(法附則第7条第1項に規定する退職 被保険者等(以下「退職被保険者等」とい う。)以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額(第20条、第20条の3及 び第20条の4の規定により基礎賦課額を 減額するものとした場合にあっては、その 減額することとなる額を含む。)の総額(以 下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に 掲げる額の見込額から第2号に掲げる額 の見込額を控除した額を基準として算定 した額とする。ただし、第28条の規定に よる保険料の減免を行う場合においては、 第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲 げる額の見込額を控除した額に第3号に 掲げる額の見込額を合算した額を基準と して算定した額とすることができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ア~ウ (略)

#### 改正前

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

保険者(法附則第7条第1項に規定する退職 被保険者等(以下「退職被保険者等」とい う。)以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額(第20条及び第20条の3 の規定により基礎賦課額を減額するもの とした場合にあっては、その減額すること となる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課 総額」という。)は、第1号に掲げる額の見 込額から第2号に掲げる額の見込額を控 除した額を基準として算定した額とする。 ただし、第28条の規定による保険料の減 免を行う場合においては、第1号に掲げる 額の見込額から第2号に掲げる額の見込 額を控除した額に第3号に掲げる額の見 込額を合算した額を基準として算定した 額とすることができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ア~ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する 費用(国民健康保険の事務の執行に要 する費用を除く。)のための収入(法附 則第9条第1項の規定により読み替え られた法第72条の3第1項、第72条の3 の2第1項及び第72条の3の3第1項の 規定による繰入金並びに国民健康保 険保険給付費等交付金(退職被保険者 等の療養の給付等に要する費用に係 るものに限る。)を除く。)の額

## (3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の所得 に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額及 び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第8項又は第11項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る事 業所得等の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条 の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又 は第36条の規定の適用がある場合には、 これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額)、地方税法 附則第35条第5項に規定する短期譲渡所 得の金額(租税特別措置法第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条 の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項又は第36条の規定の適用がある場合に は、これらの規定の適用により同法第32 エ その他国民健康保険事業に要する 費用(国民健康保険の事務の執行に要 する費用を除く。)のための収入(法附 則第9条第1項の規定により読み替え られた法第72条の3第1項<u>及び</u>第72条 の3の2第1項の規定による繰入金<u>及</u> び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要 する費用に係るものに限る。)を除 く。)の額

#### (3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割 額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の所得 に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第 314条の2第1項に規定する総所得金額及 び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第11項又は第15項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る事 業所得等の金額、同法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条 の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又 は第36条の規定の適用がある場合には、 これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額)、地方税法 附則第35条第5項に規定する短期譲渡所 得の金額(租税特別措置法第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34条 の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項又は第36条の規定の適用がある場合に は、これらの規定の適用により同法第32

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額 から控除する金額を控除した金額)、地方 税法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則 第35条の3第15項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第 35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条 の2の6第11項又は第35条の3第13項若し くは第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に係る雑所 得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項 の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関す る法律(昭和37年法律第144号)第8条第2 項(同法第12条第5項及び第16条第2項に おいて準用する場合を含む。第20条第1項 第1号において同じ。)に規定する特例適用 利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条 第6項及び第16条第3項において準用する 場合を含む。同号において同じ。)に規定 する特例適用配当等の額、租税条約等の実 施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。第20条において「租税条約等実施 特例法」という。)第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の額をい う。以下この条において同じ。)の合計額 から地方税法第314条の2第2項の規定に よる控除をした後の総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合計額(以下「基礎控 除後の総所得金額等」という。)に、次条 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等 賦課総額)

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額 から控除する金額を控除した金額)、地方 税法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則 第35条の3第15項の規定の適用がある場 合には、その適用後の金額)、同法附則第 35条の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条 の2の6第15項又は第35条の3第13項若し くは第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条 の4第4項に規定する先物取引に係る雑所 得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項 の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関す る法律(昭和37年法律第144号)第8条第2 項(同法第12条第5項及び第16条第2項に おいて準用する場合を含む。第20条第1項 第1号において同じ。)に規定する特例適用 利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条 第6項及び第16条第3項において準用する 場合を含む。同号において同じ。)に規定 する特例適用配当等の額、租税条約等の実 施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。第20条において「租税条約等実施 特例法」という。)第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の額をい う。以下この条において同じ。)の合計額 から地方税法第314条の2第2項の規定に よる控除をした後の総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算 される所得の金額の合計額(以下「基礎控 除後の総所得金額等」という。)に、次条 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

#### 2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等 賦課総額)

保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第20条、第20条の3及び第20条の4の規定 により後期高齢者支援金等賦課額を減額 するものとした場合にあっては、その減額 することになる額を含む。)の総額(以下 「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号 に掲げる額の見込額を控除した額を基準 として算定した額とする。ただし、第28 条の規定による保険料の減免を行う場合 においては、第1号に掲げる額の見込額か ら第2号に掲げる額の見込額を控除した 額に第3号に掲げる額の見込額を合算し た額を基準として算定した額とすること ができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する 費用(国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に限る。)のための収 入(法附則第9条第1項の規定により読 み替えられた法第72条の3第1項、第 72条の3の2第1項及び第72条の3の3 第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第16条の2の9 保険料の賦課額のうち介護 納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規 定により介護納付金賦課額を減額するも のとした場合にあっては、その減額するこ とになる額を含む。)の総額(以下「介護納 付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げ る額の見込額から第2号に掲げる額の見 込額を控除した額を基準として算定した 額とする。ただし、第28条の規定による 保険料の減免を行う場合においては、第1 号に掲げる額の見込額から第2号に掲げ

第16条の2 保険料の賦課額のうち一般被 第16条の2 保険料の賦課額のうち一般被 保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第20条及び第20条の3の規定により後期 高齢者支援金等賦課額を減額するものと した場合にあっては、その減額することに なる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者 支援金等賦課総額」という。)は、第1号に 掲げる額の見込額から第2号に掲げる額 の見込額を控除した額を基準として算定 した額とする。ただし、第28条の規定に よる保険料の減免を行う場合においては、 第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲 げる額の見込額を控除した額に第3号に 掲げる額の見込額を合算した額を基準と して算定した額とすることができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する 費用(国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に限る。)のための収 入(法附則第9条第1項の規定により読 み替えられた法第72条の3第1項及び 第72条の3の2第1項の規定による繰 入金を除く。)の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第16条の2の9 保険料の賦課額のうち介護 納付金賦課額(第20条の規定により介護納 付金賦課額を減額するものとした場合に あっては、その減額することになる額を含 む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」 という。)は、第1号に掲げる額の見込額か ら第2号に掲げる額の見込額を控除した 額を基準として算定した額とする。ただ し、第28条の規定による保険料の減免を 行う場合においては、第1号に掲げる額の 見込額から第2号に掲げる額の見込額を

る額の見込額を控除した額に第3号に掲 げる額の見込額を合算した額を基準とし て算定した額とすることができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する 費用(国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に限る。)のための収 入(法附則第9条第1項の規定により読 み替えられた法第72条の3第1項及び 第72条の3の3第1項の規定による繰 入金を除く。)の額

#### (3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消 滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が 第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が 発生し、一世帯に属する被保険者数が増加 若しくは減少し、又は一世帯に属する被保 険者が介護納付金賦課被保険者となった 若しくは介護納付金賦課被保険者でなく なった、若しくは国民健康保険法施行令第 29条の7の2第2項に規定する特例対象被 保険者等(以下「特例対象被保険者等」と いう。)となった場合における当該納付義 務者に係る第12条、第15条、第16条の2 の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の 額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3 項の規定により読み替えて準用する場合 を含む。次項において同じ。)に定める額、 第20条の3第1項(同条第2項の規定により 読み替えて準用する場合を含む。次項にお いて同じ。)に定める第14条若しくは第15 条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保 険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た 額、第20条の3第3項第1号(同条第4項の規 定により読み替えて準用する場合を含む。 次項において同じ。)に定める額、第20条 の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次

控除した額に第3号に掲げる額の見込額 を合算した額を基準として算定した額と することができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する 費用(国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に限る。)のための収 入(法附則第9条第1項の規定により読 み替えられた法第72条の3第1項の規 定による繰入金を除く。)の額

## (3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消 滅又は被保険者数の異動等があった場合) 発生し、一世帯に属する被保険者数が増加 若しくは減少し、又は一世帯に属する被保 険者が介護納付金賦課被保険者となった 若しくは介護納付金賦課被保険者でなく なった、若しくは国民健康保険法施行令第 29条の7の2第2項に規定する特例対象被 保険者等(以下「特例対象被保険者等」と いう。)となった場合における当該納付義 務者に係る第12条、第15条、第16条の2 の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の 額又は次条第1項各号に定める額若しくは 同条第2項若しくは第3項の規定により読 み替えて準用する同条第1項各号に定める 額の算定は、それぞれ、その納付義務が発 生した日、被保険者数が増加若しくは減少 した日(法第6条第1号から第8号までの規 定のいずれかに該当したことにより被保 険者数が減少した場合においては、その減 少した日が月の初日であるときに限り、そ の前日とする。)又は一世帯に属する被保 険者が介護納付金賦課被保険者となった 若しくは介護納付金賦課被保険者でなく なった日若しくは特例対象被保険者等と

項において同じ。)に定める額若しくは同 条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次 項において同じ。)に定める額の算定は、 それぞれ、その納付義務が発生した日、被 保険者数が増加若しくは減少した日(法第 6条第1号から第8号までの規定のいずれ かに該当したことにより被保険者数が減 少した場合においては、その減少した日が 月の初日であるときに限り、その前日とす る。)又は一世帯に属する被保険者が介護 納付金賦課被保険者となった若しくは介 護納付金賦課被保険者でなくなった日若 しくは特例対象被保険者等となった日の 属する月から、月割をもって行う。

た場合における当該納付義務者に係る第 12条、第15条、第16条の2の2、第16条の 2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1 項各号に定める額、第20条の3第1項に定 める第14条若しくは第15条の3の基礎賦 課額の被保険者均等割の保険料率にそれ ぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3 第3項第1号に定める額、第20条の4第1項 各号に定める額若しくは同条第4項各号に 定める額の算定は、その納付義務が消滅し た日(法第6条第1号から第8号までの規定 のいずれかに該当したことにより納付義 務が消滅した場合においては、その消滅し た日が月の初日であるときに限り、その前 日とする。)の属する月の前月まで、月割 をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

#### 第20条 (各号列記以外の部分略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険 者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8 号に該当したことにより被保険者の資 なった日の属する月から、月割をもって行 う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し た場合における当該納付義務者に係る第 12条、第15条、第16条の2の2、第16条の 2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1 項各号に定める額若しくは同条第2項若し くは第3項の規定により読み替えて準用す る同条第1項各号に定める額の算定は、そ の納付義務が消滅した日(法第6条第1号か ら第8号までの規定のいずれかに該当した ことにより納付義務が消滅した場合にお いて、その消滅した日が月の初日であると きに限り、その前日とする。)の属する月 の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

#### 第20条 (各号列記以外の部分略)

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生 した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険 者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8 号に該当したことにより被保険者の資

格を喪失した者であって、当該資格を喪 失した日の前日以後継続して同一の世 帯に属するものをいう。以下同じ。)に つき算定した地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額(青色専従者給 与額又は事業専従者控除額については、 同法第313条第3項、第4項又は第5項の 規定を適用せず、所得税法(昭和40年法 律第33号)第57条第1項、第3項又は第4 項の規定の例によらないものとし、山林 所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額(地方税法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に係 る配当所得等の金額(同法附則第35条の 2の6第8項又は第11項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同 法附則第33条の3第5項に規定する土地 等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34条第4項に規定する長期譲渡所得の 金額、同法附則第35条第5項に規定する 短期譲渡所得の金額、同法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3 第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第35条の2 の2第5項に規定する上場株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第11項又は第35条の3第13項若しく は第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35 条の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額(同法附則第35条の4の 2第7項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、外国居住者等の所 得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律第8条第2項に規 定する特例適用利子等の額、同条第4項 に規定する特例適用配当等の額、租税条 約等実施特例法第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条

格を喪失した者であって、当該資格を喪 失した日の前日以後継続して同一の世 帯に属するものをいう。以下同じ。)に つき算定した地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額(青色専従者給 与額又は事業専従者控除額については、 同法第313条第3項、第4項又は第5項の 規定を適用せず、所得税法(昭和40年法 律第33号)第57条第1項、第3項又は第4 項の規定の例によらないものとし、山林 所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額(地方税法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に係 る配当所得等の金額(同法附則第35条の 2の6第11項又は第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同 法附則第33条の3第5項に規定する土地 等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34条第4項に規定する長期譲渡所得の 金額、同法附則第35条第5項に規定する 短期譲渡所得の金額、同法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3 第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第35条の2 の2第5項に規定する上場株式等に係る 譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2 の6第15項又は第35条の3第13項若しく は第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35 条の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額(同法附則第35条の4の 2第7項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、外国居住者等の所 得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律第8条第2項に規 定する特例適用利子等の額、同条第4項 に規定する特例適用配当等の額、租税条 約等実施特例法第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条

第12項に規定する条約適用配当等の額 をいう。以下この項において同じ。)の 算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額 が、地方税法第314条の2第2項第1号に 定める金額(世帯主並びに当該世帯主の 世帯に属する被保険者及び特定同一世 帯所属者(次号及び第3号において「世帯 主等」という。)のうち給与所得を有す る者(前年中に同条第1項に規定する総 所得金額に係る所得税法第28条第1項 に規定する給与所得について同条第3 項に規定する給与所得控除額の控除を 受けた者(同条第1項に規定する給与等 の収入金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有す る者(前年中に地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額に係る所得税 法第35条第3項に規定する公的年金等 に係る所得について同条第4項に規定 する公的年金等控除額の控除を受けた 者(年齢65歳未満の者にあっては当該公 的年金等の収入金額が60万円を超える 者に限り、年齢65歳以上の者にあって は当該公的年金等の収入金額が110万 円を超える者に限る。)をいい、給与所 得を有する者を除く。)の数の合計数(次 号及び第3号において「給与所得者等の 数」という。)が2以上の場合にあっては、 地方税法第314条の2第2項第1号に定め る金額に当該給与所得者等の数から1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額 を加えた金額)を超えない世帯に係る保 険料の納付義務者 当該年度分の基礎 賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10分の7を乗じて得た額に当該世帯に 属する被保険者のうち当該年度分の基 礎賦課額の被保険者均等割額の算定の

第12項に規定する条約適用配当等の額 をいう。以下この項において同じ。)の 算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額 が、地方税法第314条の2第2項第1号に 定める金額(世帯主並びに当該世帯主の 世帯に属する被保険者及び特定同一世 帯所属者(次号及び第3号において「世帯 主等」という。)のうち給与所得を有す る者(前年中に同条第1項に規定する総 所得金額に係る所得税法第28条第1項 に規定する給与所得について同条第3 項に規定する給与所得控除額の控除を 受けた者(同条第1項に規定する給与等 の収入金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有す る者(前年中に地方税法第314条の2第1 項に規定する総所得金額に係る所得税 法第35条第3項に規定する公的年金等 に係る所得について同条第4項に規定 する公的年金等控除額の控除を受けた 者(年齢65歳未満の者にあっては当該公 的年金等の収入金額が60万円を超える 者に限り、年齢65歳以上の者にあって は当該公的年金等の収入金額が110万 円を超える者に限る。)をいい、給与所 得を有する者を除く。)の数の合計数(次 号及び第3号において「給与所得者等の 数」という。)が2以上の場合にあっては、 地方税法第314条の2第2項第1号に定め る金額に当該給与所得者等の数から1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額 を加えた金額)を超えない世帯に係る保 険料の納付義務者 当該年度分の基礎 賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10分の7を乗じて得た額に当該世帯に 属する被保険者のうち当該年度分の基 礎賦課額の被保険者均等割額の算定の 対象とされるものの数を乗じて得た額 (2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前 である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該被保険者に係る 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等 割額は、第14条又は第15条の3の基礎賦課 額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該 保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて 得た額を控除して得た額とする(第3項に 掲げる場合を除く。)。

- 2 (略)
- 3 (各号列記以外の部分略)
  - (1) 第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該 <u>保険料率</u>に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲 げる割合を乗じて得た額を控除して得 た額
  - (2) (略)
- 4 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第20条の4 当該年度において、世帯に出産 被保険者(国民健康保険法施行令第29条の 7第5項第8号に規定する出産被保険者を いう。以下同じ。)がある場合における当 該世帯の納付義務者に対して課する保険 料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条 又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げ る額の合算額を減額して得た額(当該減額 して得た額が65万円を超える場合には、 65万円)とする(第4項に掲げる場合を除 く。)。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後 の総所得金額等に当該年度分の基礎賦 課額の所得割の保険料率を乗じて得た 額に12分の1を乗じて得た額に、当該出

対象とされるものの数を乗じて得た額 (2)及び(3) (略)

2及び3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前 である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該被保険者に係る 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等 割額は、第14条又は第15条の3の基礎賦課 額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該 保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて 得た額を控除して得た額とする(第3項に 掲げる場合を除く。)。

- 2 (略)
- 3 (各号列記以外の部分略)
  - (1) 第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額
  - (2) (略)
- 4 (略)

産被保険者の出産の予定日(国民健康保 険法施行規則(昭和33年厚生省令第53 号)第32条の10の2で定める場合には、 出産の日。第28条の4第1項及び第2項に おいて同じ。)の属する月(以下この号に おいて「出産予定月」という。)の前月(多 胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定 月の翌々月までの期間(以下「産前産後 期間」という。)のうち当該年度に属す る月数を乗じて得た額(1円未満の端数 があるときは、これを切り上げるものと する。)

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割の保険料率に12分の1を乗じて 得た額に、当該出産被保険者の産前産後 期間のうち当該年度に属する月数を乗 じて得た額(1円未満の端数があるとき は、これを切り上げるものとする。)
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対し

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割の保険料率から、当該保険料率に 第20条第1項各号に規定する場合に応 じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を 乗じて得た額を控除して得た額に12分 の1を乗じて得た額に、当該出産被保険 者の産前産後期間のうち当該年度に属 する月数を乗じて得た額(1円未満の端 数があるときは、これを切り上げるもの とする。)
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

- 第28条の4 出産被保険者の属する世帯の 世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書 を市長に提出しなければならない。
  - (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び 個人番号
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月 日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- **2** 前項の届書には、次に掲げる書類を添え なければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることが できる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨 を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行 う場合にあっては、出産した被保険者と 当該出産に係る子との身分関係を明ら かにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険 者の出産の予定日の6月前から行うことが できる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者の保険料の減額について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第16号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例(昭和36年船橋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

	加加中于数件未列(四个100年加加市中未列东						1 · J / · >		, <u></u> / ·o/ o
	改正後							改正前	
別	別表第1				別	表	第1		
		標準事務	手数料を徴収	金額(特に			標準事務	手数料を徴収	金額(特に
			する事務	定めるも				する事務	定めるも
				のを除き、					のを除き、
				1 件 に つ					1 件 に つ
				き)					き)
	1	戸籍法(昭	1 戸籍法第	(略)		1	戸籍法(昭	1 戸籍法第	(略)
		和22年法律	10条第1項、				和22年法律	10条第1項、	
		第224号)第	第10条の2				第224号)第	第10条の2	
		10条第1項	第1項から				10条第1項	第1項から	
		及び第10条	第5項まで				及び第10条	第5項まで	
		の2第1項か	若しくは第				の2第1項か	若しくは第	
		ら第5項ま	126条の規				ら第5項ま	126条の規	
		で(これら	定に基づく				で(これら	定に基づく	
		の規定を同	戸籍の謄本				の規定を同	戸籍の謄本	
		法第12条の	若しくは抄				法第12条の	若しくは抄	
		2において	本の交付又				2において	本の交付又	
		準用する場	は同法第				準用する場	は同法第	
		合を含む。	120条第1項				合を含む。	120条第1項	
		)、第48条第	、第120条の				)、第48条第	若しくは第	
		1項及び第2	<u>2第1項</u> 若し				1項及び第2	126条の規	
		項(これら	くは第126				項(これら	定に基づく	

の規定を同 法第117条 においる場 用するむ。)、 第120条第1 項、第120 条の2第1 項、第120 条の3第1項	基づく <u>戸籍</u> <u>証明書</u> の交 付		の規第117 を第117 に ま は ま は す き は り る り る り 条 に の る り 条 に の る り る り 条 に の る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	クをもれた月額とれた戸籍に記録されの全部苦しご証の交	
<u>及び第2項、</u> 第120条の6	3 戸籍法第	(略) <u>400円</u>	る事務	2 (略)	(略)
第1項並び	120条の3第				
に第126条	<u>= &gt;, //28/C</u>				
の規定に基					
づく戸籍に	10 0 1 1 1 1				
関する事務	書提供用識				
	別符号の発				
	行(情報通				
	信技術を活				
	用した行政				
	<u>の推進等に</u> 関する法律				
	(平成14年				
	法律第151				
	<u> </u>				
	1項の規定				
	により同法				
	第6条第1項				
	に規定する				
	電子情報処				
	理組織を使				
	用する方法				
	(総務省令				
	で定めるも				
	のに限る。				
	以下この項				
	において同				
	<u>じ。)により</u>				

戸籍電子証 明書提供用 識別符号の 発行を行う 場合(当該 発行に係る 戸籍電子証 明書の請求 が同条第1 項の規定に より同項に 規定する電 子情報処理 組織を使用 する方法に より行われ た場合に限 る。)におけ る当該発行 及び戸籍電 子証明書提 供用識別符 号の発行に 係る戸籍電 子証明書の 請求を行う 者が同時に 当該戸籍電 子証明書が 証明する事 項と同一の 事項を証明 する戸籍の 謄本若しく は抄本又は 戸籍証明書 の請求を行 う場合にお ける当該発 行を除く。)

4 12おす10年現定同条基れ謄は付第項条若1定除の下条いる条し条かま若法のづた本抄又12、のしるに籍交符のて同第くのらでし第規く戸若本は0第第126条基証付法2準法1は第第のく1定除籍しの同第120 年 基証付第に用第項第15規は6にかのく交法110項第規く書	(略)
5 (略)	(略)
6 戸籍法第	<u>700円</u>
120条の3第	
2項の規定	
に基づく除	
籍電子証明	
書提供用識	

3 戸籍法第	(略)
12条の2に	
おいて準用	
する同法第	
10条第1項	
若しくは第	
10条の2第1	
項から第5	
項までの規	
定若しくは	
同法第126	
条の規定に	
基づく除か	
れた戸籍の	
謄本若しく	
は抄本の交	
付又は同法	
第120条第1	
項若しくは	
第 126 条 の	
規定に基づ	
く磁気ディ	
スクをもっ	
て調製され	
た除かれた	
戸籍に記録	
されている	
事項の全部	
若しくは一	
部を証明し	
<u>た書面</u> の交	
付	
4 (略)	(略)

別符号の発 行(情報通 信技術を活 用した行政 の推進等に 関する法律 第7条第1項 の規定によ り同法第6 条第1項に 規定する電 子情報処理 組織を使用 する方法に より除籍電 子証明書提 供用識別符 号の発行を 行う場合 (当該発行 に係る除籍 電子証明書 の請求が同 項の規定に より同項に 規定する電 子情報処理 組織を使用 する方法に より行われ た場合に限 る。)におけ る当該発行 及び除籍電 子証明書提 供用識別符 号の発行に 係る除籍電 子証明書の 請求を行う

者が同時に			
当該除籍電			
子証明書が			
証明する事			
項と同一の			
事項を証明			
する除かれ			
た戸籍の謄			
本若しくは			
抄本又は除			
籍証明書の			
請求を行う			
場合におけ			
る当該発行			
<u>を除く。)</u>			
<u>7</u> 戸籍法第	(略)	5 戸籍法第	(略)
48条第1項		48条第1項	
(同法第117		(同法第117	
条において		条において	
準用する場		準用する場	
合を含む。)		合を含む。)	
の規定に基		の規定に基	
づく届出若		づく届出若	
しくは申請		しくは申請	
の受理の証		の受理の証	
明書の交付		明書の交付	
<u>、</u> 同法第48		<u>又は</u> 同法第	
条第2項(同		48条第2項	
法第117条		(同法第117	
において準		条において	
用する場合		準用する場	
を含む。)若		合を含む。)	
しくは第		若しくは第	
126条の規		126条の規	
定に基づく		定に基づく	
届書その他		届書その他	
市長の受理		市長の受理	
した書類に		した書類に	
記載した事		記載した事	

1 1	,		
	項の証明書		項の証明書
	の交付 <u>又は</u>		の交付
	同法第120		
	条の6第1項		
	の規定に基		
	づく届書等		
	情報の内容		
	の証明書の		
	<u>交付</u>		
	8 戸籍法第	(略)	<u>6</u> 戸籍法第 (略)
	48条第2項		48条第2項
	(同法第117		(同法第117
	条において		条において
	準用する場		準用する場
	合を含む。)		合を含む。)
	の規定に基		の規定に基
	づく届書そ		づく届書そ
	の他市長の		の他市長の
	受理した書		受理した書
	類を閲覧に		類を閲覧に
	供する事務		供する事務
	又は同法第		
	120条の6第		
	1項の規定		
	<u>に基づく届</u>		
	書等情報の		
	内容を表示		
	<u>したものを</u>		
	閲覧に供す		
	<u>る事務</u>		
2~20 (略)	(略)	(略)	2~20 (略) (略) (略)

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍に関する事務の手数料について、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第17号

船橋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

船橋市学校給食費に関する条例(平成26年船橋市条例第47号)の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前
附則	附則
(施行期日等)	
1 この条例は、公布の日から施行し、平成	この条例は、公布の日から施行し、平成
27年4月1日以後に実施する学校給食に係	27年4月1日以後に実施する学校給食に係
る学校給食費について適用する。	る学校給食費について適用する。
(学校給食費の徴収の特例)	
2 第4条第1項の規定にかかわらず、市長	
は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護	
者等から、令和6年1月1日から同年3月31	
日までの間に実施する学校給食に係る学	
校給食費を徴収しないものとする。ただ	
し、生活保護法(昭和25年法律第144号)第	
13条に規定する教育扶助で学校給食費に	
関する給付を受けている期間における当	
該給付に相当する部分に係る学校給食費	
及び第5条の規定により免除される学校給	
食費については、この限りでない。	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理由

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者等の負担軽減を図るため、 令和6年1月1日から同年3月31日までの間における学校給食費の徴収の特例について、 所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。